

## 政治分野におけるポジティブ・アクション

### 1. 政治分野におけるポジティブ・アクションの種類

政治分野におけるポジティブ・アクションは、女性議員を増やすことを目的としたもの、政党の内部における女性の参画拡大を目的としたものなどに分類することができる。

また、ポジティブ・アクションの手法にはゴール・アンド・タイムテーブル方式や政党助成金によるインセンティブの付与、クォータ制（割当制）など、様々なものがある。

### 2. 諸外国の政治分野におけるポジティブ・アクションの例

#### (1) 女性議員の増加を目的としたもの

##### ア クォータ制

政治分野においてしばしば用いられるポジティブ・アクションの手法として、クォータ制がある。世界で国政レベル（一院もしくは下院）に以下のクォータ制のいずれか（または複数）の導入が判明している国は87か国（2011年3月現在）である。

（平成23年版男女共同参画白書7-8頁参照。ほかに、台湾などの地域でも採用されており、また、地方議会にのみ採用されているインドなど数か国がある）。

#### <クォータ制の種類>

A 憲法又は法律のいずれかによる議席割当制（もしくは議席リザーヴ制、議席留保制）（Reserved seats、以下「議席割当制」という。）

⇒ 議席のうち一定数を女性に割り当てることを憲法又は法律のいずれかにおいて定めているもの。

B 憲法又は法律のいずれかによる候補者クォータ制（Legislated Candidate Quotas、以下「候補者クォータ制」という。）

⇒ 議員の候補者名簿の一定割合を女性が占めるようにすることを

憲法又は法律のいずれかにおいて定めているもの。

C 政党による自発的クォータ制 (Voluntary Political Party Quotas)

⇒ 政党が党の規則等により、議員候補者の一定割合を女性とすることを定めるもの。

<世界地域別・クォータ制の種類別 国政レベルにおけるクォータ制の導入国数>

地域 (地域内国数)	議席割当制	候補者クォータ制	政党による自発的クォータ制 ※	合計国数	クォータ制を導入する国の割合
アフリカ (53 各国)	12	4	8	24	45%
アメリカ大陸 (35 各国)	0	13	5	18	51%
大洋州 (15 各国)	0	1	1	2	13%
アジア (41 各国)	5	5	3	13	32%
欧州 (48 各国)	0	11	19	30	63%
<b>合計 (192 各国)</b>	<b>17</b>	<b>34</b>	<b>36</b>	<b>87</b>	<b>45%</b>

※ ここでは政党による自発的クォータ制のみを導入している国をカウント。

候補者クォータ制と政党による自発的クォータ制とともに導入している国（上記の表では候補者クォータ制を導入する国としてカウント）が 16 各国あることから、政党による自発的クォータ制のみを導入している 36 各国と合計すると、政党による自発的クォータ制を導入している国の数は 52 各国となる。

（いずれも、2011 年 3 月末現在の International IDEA[quotaproject] のウェブサイト (<http://www.quotaproject.org/index.cfm>) による。その後、導入国数は変動している。）

(ア) 議席割当制

● ルワンダ

国会議員に占める女性割合第1位（2011年7月31日現在）のルワンダでは、憲法であらゆる意思決定機関の構成員の少なくとも30%を女性とすることが定められている。

国会議員については、下院議員80名のうち24名を女性とすること、この24名の女性は国内の各州及び首都キガリからそれぞれ2名ずつ選出することが憲法で定められている。そのほか、53の議席が比例代表制で選挙され、3議席が青年や障害者代表に割り当てられているため、2008年9月総選挙では、女性が45人当選して、女性比率が56.3%となった。

(イ) 候補者クオータ制

● フランス

1999年の憲法改正によって、議員職への男女平等参画の奨励が明示された後、2000年に選挙の候補者を男女同数とすることをめざして、選挙制度に応じて候補者クオータ制等を採用する法律（パリテ法）が成立した。

パリテ法により、比例代表制がとられている上院議員選挙では候補者名簿の登載順を男女交互とすることが定められている。また、小選挙区制がとられている下院議員選挙では、政党の候補者を男女同数に近付けるため、男女の候補者の比率の差が2%を超えた政党に対しては、制裁として助成金が減額される（2007年の法改正により、次回選挙以降助成金の減額率は最大75%になる）。

● 韓国

韓国では国会は一院制で、選挙制度は小選挙区比例代表並立制がとられている。

2004年の政党法改正、その後2005年の公職選挙法改正によって、比例代表部分につき候補者に占める女性割合を50%とすること、かつ、奇数順位を女性とすることとされている。なお、割当比率は2000年には30%であったが2004年に50%に引き上げられた。同じく50%割当制を採用している地方議会選挙では、法律で

定められた割当に違反する候補者名簿は無効として受理されないことが定められる。

小選挙区の候補者については、各政党に対し30%を女性とする努力義務が課されている。また、女性の候補者の比率に応じて補助金が支給される（詳細については別紙1「韓国・小選挙区における女性候補者比率に応じた補助金支給」参照）。

#### (ウ) 政党による自発的クォータ制

政党による自発的クォータ制には、女性議員を増やすことを目的としたものと政党内部における女性の参画拡大を目的としたものの2種類がある。

このうち女性議員を増やすことを目的としたクォータ制については、その内容により3つのパターン（別紙2「候補者名簿におけるクォータ制のイメージ図」参照）に大別することができる。

#### ● スウェーデン

スウェーデンの選挙制度は、拘束名簿式比例代表制がとられている。

各政党で行われている候補者名簿におけるクォータ制の内容は以下の通りである。

なお、クォータ制を導入していない政党においても近年候補者のほぼ40%は女性となっている。

##### ◆ 社会民主党

候補者名簿を男女が交互となるようにする。〈パターン2〉

##### ◆ 左党

候補者名簿のうち女性を50%以上とする。〈パターン1〉

##### ◆ 環境緑党

候補者名簿のうち男女の数がそれぞれ50%±1名以内になるようにする。

〈パターン1〉

● ノルウェー

ノルウェーの選挙制度は、拘束名簿式比例代表制がとられている。

各政党で行われている候補者名簿におけるクオータ制の内容は以下の通りである。

◆ 労働党

候補者名簿における男女の割合をそれぞれ 50%とするとともに、上位 2 名には男女双方が含まれるようにする。

＜パターン 1 と 2 の混合＞

◆ 中央党・左派社会党・キリスト教民主党

候補者名簿における男女の割合をそれぞれ 40%以上とする。

＜パターン 1＞

● ドイツ

ドイツの選挙制度は、小選挙区比例代表併用制がとられており、比例代表部分につき各政党で行われているクオータ制の内容は以下の通りである。

◆ キリスト教民主同盟

候補者名簿の 3 分の 1 を女性とする。

＜パターン 1＞

◆ 緑の党

候補者名簿を男女交互かつ奇数順位を女性とする。

＜パターン 3＞

◆ 社会民主党

1990 年に候補者名簿に占める女性割合を 25%以上とするクオータ制を導入し、1994 年には 3 分の 1、1998 年には 40%と段階的に割当比率を高めていった。

＜パターン 1＞

◆ 自由民主党

女性議員を増やすことを目的として経験のある女性議員が政治経験のない若手を育成するメンタリング・プログラムに受

け入れる実習生のうち3分の2を女性とすることを定めている。

## ● 英国

英国の選挙制度は、小選挙区制度がとられている。

イギリスの二大政党の一つである労働党では、女性単独候補者制（引退議席の半分と、労働党が有利な選挙区のうち半分について、候補者を女性のみとする）を1992年に導入した。この制度は、性差別禁止法に照らして違法との判断が1996年に裁判所によりなされたが、その後、2002年の性差別禁止法の改正により適法に実施することが可能になった。

また、1999年には、労働党と自由民主党が、隣接する2つの選挙区を一括りとみなし、一方の選挙区で女性候補者、もう一方の選挙区で男性候補者を立てるツイン方式を導入した。

## イ クォータ制以外のもの

### ● 米国

米国では、政治活動委員会（Political Action Committee、以下「PAC」という。）と呼ばれる民間の選挙支援組織のうち女性候補者の支援を目的とする団体（2008年現在14団体）が女性候補者に対する資金援助、女性候補者への投票の呼びかけ等を行っている。このうち、民主党の女性候補者の支援を行っているエミリーズ・リストというPACの支援を受けて当選した女性議員は1985年の団体設立以来、上院議員15名、下院議員86名にのぼる（2011年10月現在のエミリーズ・リストのウェブサイト（<http://emilyslist.org/>）による）。

PACの中には、女性の州議会委員を対象に、議員活動や政策策定のための学習機会の提供等の支援や、若い女性を対象とした研修等を行っているものもある。

## （2）政党内部における女性の参画拡大を目的としたもの

政党内部における女性の参画拡大を目的として党執行部の男女比率を一定以上にすることを党規約等で定める手法がある（政党内部におけるクォータ制）。

諸外国の例を見ると、政党内部におけるクォータ制は議員候補者名簿に

におけるクオータ制に先立ち導入される傾向がある。

例えば、スウェーデンの各政党が候補者名簿におけるクオータ制を導入したのは1990年代であったが、政党内部におけるクオータ制はそれに先立ち1970年代から1980年代にかけて政党内部に導入された。

ドイツでは、社会民主党が1988年に党役職におけるクオータ制（3分の1を女性とする）を導入した後、1990年に候補者名簿におけるクオータ制を導入した。また、政党内部におけるクオータ制を段階的に導入していった政党もある。キリスト教民主同盟は、まず、1988年に具体的な拘束力のないガイドラインにおいて女性党員比率に応じた女性候補者が名簿に登載されることを定めた。その後、1994年に候補者名簿及び党役職の3分の1を女性とするクオータ制の導入を決定し、1996年に党役職選挙の結果において女性が3分の1に達しなければ選挙をやり直すことを党規約において定めた。

### 3. 日本の政党における女性の参画拡大に向けた取組

日本の政党でも、政治分野における女性の参画拡大に向けた様々な取組が行われている。

- 女性の新人候補者を対象とした支援金の支給

⇒ <例1>

- 党の意思決定を行う機関に女性を必ず1名は入れる。

⇒ <例2>のように党則でクオータ制の原則を明記して実施している例、事実上そのような運用をしている例がある。

- 女性の国会議員、地方議会議員、立候補予定者等を対象とした政策等の勉強会の実施

⇒ 複数の政党で行われている。

<例 1>

A 党では、男女共同参画社会の実現を目指す党の基本理念に基づき、女性の政治参画を促進するため、女性候補者を支援する目的で平成 11 年に党内に基金を創設した。

党の理念・政策に賛同し男女共同参画社会づくりを進めること、当選後には基金の一員として活動に具体的に参画すること等の条件を満たす女性の新人候補者に支援金を支給している。

支援額は選挙の種類ごとに定められており、国政選挙は 200 万円、都道府県議会議員選挙は 30 万円、政令市議会議員選挙は 20 万円、市区町村議会議員選挙は 10 万円となっている。

平成 11 年の基金創設以来、平成 23 年 5 月までに計 484 名の女性が基金による支援を受け、うち 289 名が当選している。

<例 2>

B 党では、クォータ制の原則を定めた党則に基づき、女性の政治参画を進めるために次のような取組の実施に努めている。

- 1 党の全国連合役員（党首、副党首、幹事長）、各都道府県連合役員（代表、副代表、幹事長）のうち少なくとも 1 名は女性とする。
- 2 党の全国大会（基本理念や党則の改正、役員（党首、副党首、幹事長）の任免等を決定する党の最高決議機関）の構成に女性代議員枠を設けてある。各都道府県連合において代議員を選出する際、女性が少なくとも 1 名以上は含まれるようにする。また、大会議長（若干名）のうち 1 名は女性代議員の中から選出する。
- 3 全国大会に次ぐ党の決議機関である全国代表者会議の構成に女性代表枠を設けており、全国 11 の各ブロックにつき 1 名の女性代表を選出する。

B 党党則 第 3 条（クォータ制の原則）

本党は、女性及び社会的に弱い立場の人たちの政治参画を推進するため、各議会の候補者、全国大会代議員、全国代表者会議代表委員及び各機関の役員に女性や社会的に弱い立場の人たちの一定比率を保障するよう努めなければならない。

※ 例 1 及び例 2 は、平成 23 年版男女共同参画白書 31 頁で紹介した事例。

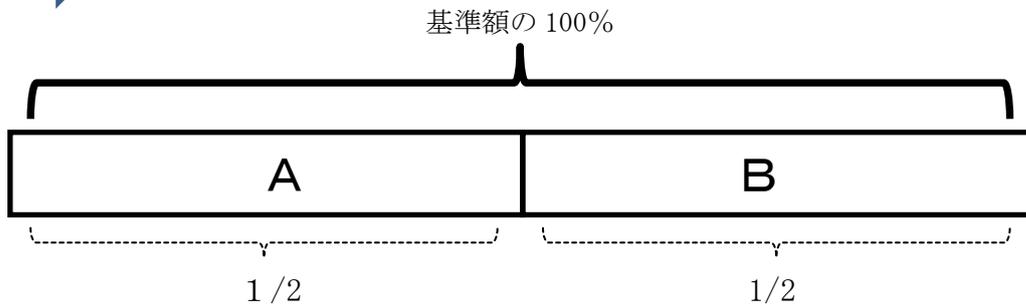
### 韓国・小選挙区における女性候補者比率に応じた補助金支給

直近の国会議員選挙における有権者総数に 100 ウォン※を乗じた額が補助金の基準額となり、そのうち 50%を国会議員選挙、50%を地方議会・広域自治体選挙の補助金とする。補助金の各政党に対する配分方法は以下の通り。

※ 100 ウォン≒7 円 (2011 年 10 月現在)

- 女性候補者比率が 30%以上の政党がある場合

➡ 女性候補者比率 30%以上の政党に対し以下のように配分

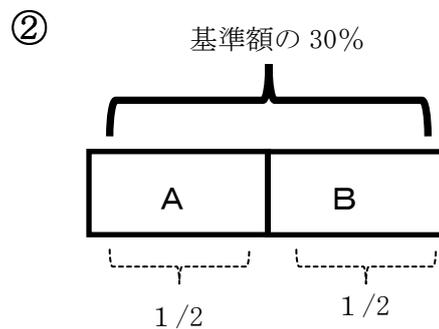
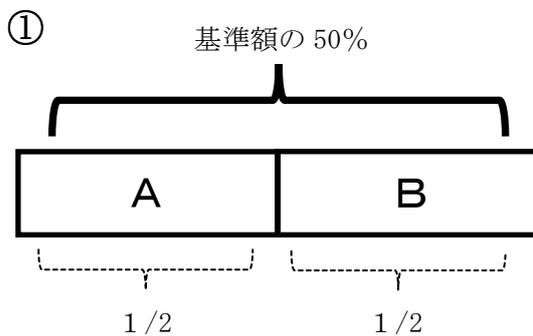


- 女性候補者比率が 30%以上の政党がなく、15~30%未満の政党がある場合

➡ 女性候補者比率 15~30%未満の政党に①のように配分

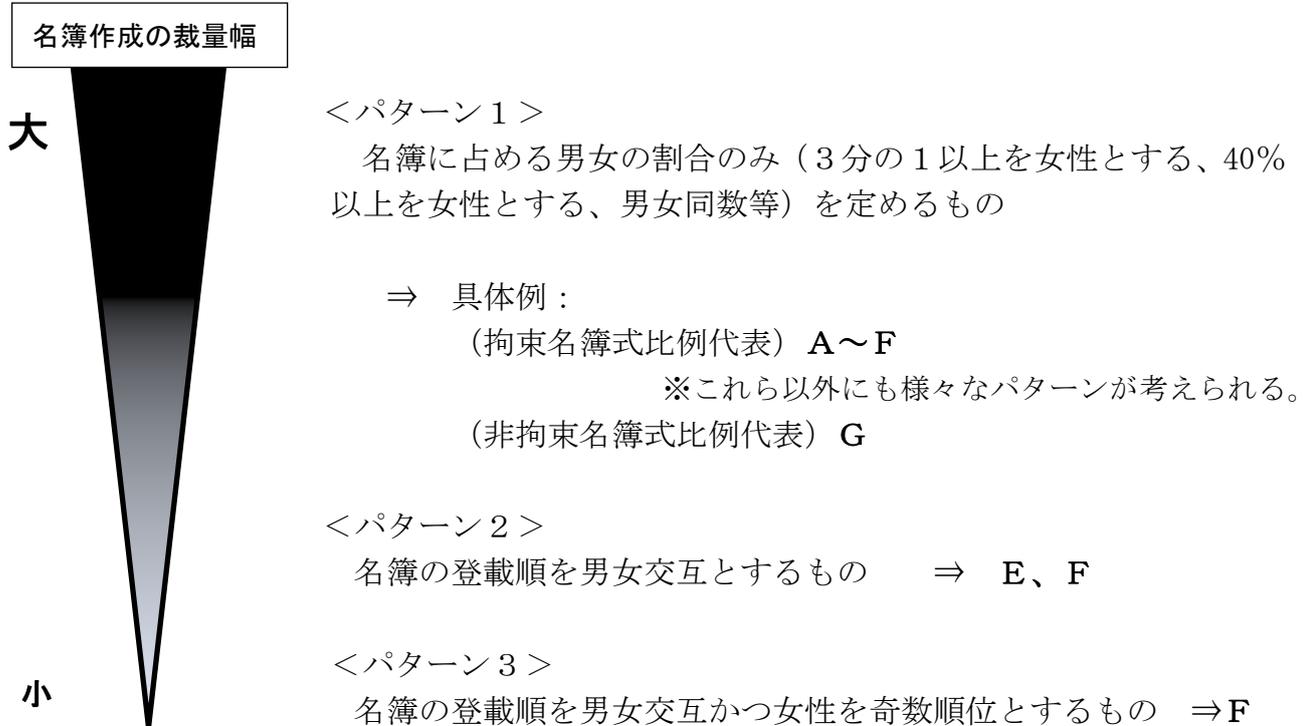
- 女性候補者比率が 15%以上の政党がなく、5~15%未満の政党がある場合

➡ 女性候補者比率 5~15%未満の政党に②のように配分



A・・・各党の議席率にしたがって配分  
B・・・各党の得票率にしたがって配分

## 候補者名簿におけるクオータ制のイメージ図



## ◆ 拘束名簿式比例代表

有権者は政党に投票し、各政党の議席数は得票数に応じて配分される。各政党はあらかじめ順位をつけた候補者名簿を作成し、名簿の上位から順番に当選者となる。

⇒ パターン1～3を導入しうる。

## ◆ 非拘束名簿式比例代表

有権者は政党名か政党が作成した名簿に掲載されている候補者に投票し、各政党の議席数は政党名と個人名の得票数の合計に応じて配分される。得票数上位の候補者から順番に当選者となる。

⇒ 候補者名簿において順位付けはなされないことから、パターン1のみ導入可能。

【拘束名簿式比例代表の場合・具体例】

A

候補者名簿	
1:	男
2:	男男
3:	男男
4:	女女
5:	女女
6:	男男
7:	男男
8:	女女
9:	女女
10:	女女

B

候補者名簿	
1:	男
2:	男男
3:	男男
4:	男男
5:	男男
6:	女女
7:	女女
8:	女女
9:	女女
10:	女女

C

候補者名簿	
1:	女
2:	女女
3:	女女
4:	女女
5:	女女
6:	男男
7:	男男
8:	男男
9:	男男
10:	男男

D

候補者名簿	
1:	女
2:	女女
3:	男男
4:	男男
5:	男男
6:	女女
7:	男男
8:	女女
9:	男男
10:	女女

E

候補者名簿	
1:	男
2:	女
3:	男
4:	女
5:	男
6:	女
7:	男
8:	女
9:	男
10:	女

F

候補者名簿	
1:	女
2:	男
3:	女
4:	男
5:	女
6:	男
7:	女
8:	男
9:	女
10:	男

【非拘束名簿式比例代表の場合・具体例（男女同数名簿の場合）】

G

候補者名簿			
男性		女性	
A	10票	あ	10票
B	15票	い	40票
C	30票	う	15票
D	20票	え	10票
E	10票	お	25票

⇒ 上記の政党に3議席が割り振られた場合、個人の得票数上位3名(い〈女性〉、C〈男性〉、お〈女性〉)が当選者となる。